

岐阜県公報

第 六 百 六 十 四 号
令和 八 年 二 月 二 十 四 日
(火曜日)

目 次

規 則

○岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

(文化伝承課)

六三^{ページ}

人事委員会規則

○岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

六三

公 示

○県営土地改良事業計画の変更

(農地整備課)

六五

規 則

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第四号

岐阜県図書館管理規則の一部を改正する規則

岐阜県図書館管理規則（令和元年岐阜県規則第九十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「午前十時」を「午前九時」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

人事委員会規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十四日

岐阜県人事委員会

委員長 栗 山 知

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和八年二月二十四日

岐阜県人事委員会規則第二号

岐阜県職員給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第二項及び第三項を次のように改める。

2 条例第二十條の第三第二項に規定する特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる特地公署の級別区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 一 四級地 百分の十六
- 二 三級地 百分の十二
- 三 二級地 百分の八
- 四 一級地 百分の四

3 前項の特地公署の級別区分は、別表第四に定めるとおり（第一項の人事委員会が認める公署にあつては、人事委員会が定める当該公署の級別区分）とする。

第四十四条第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、第七項を削る。

第四十四条の二第三項中「同項に規定する異動又は公署の移転の日（職員が当該異動によりその日前一年以内に在勤していた公署に勤務することとなつた場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その以前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた、」（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）及び「（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額に百分の六を乗じて得た額を超えるときは、当該額）」を削り、同条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。

第四十四条の三第三項第一号から第五号までの規定中「から第五項まで」を「及び第三項」に改める。

第四十四条の五第四項を削る。

第四十四条の六第三項中「（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額）」を削る。

付則中第二十一項の前の見出し、同項、第二十二項、第二十三項の前の見出し及び同項から第二十五項までを削り、第二十六項の前の見出しを削り、同項を第二十一項とし、

同項の前に見出しとして「（条例付則第二十八項の規定の適用を受ける職員の産業教育手当の支給額）」を付し、第二十七項を第二十二項とし、第二十八項を第二十三項とする。

附 則

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（雑則）

2 この規則の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

3 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和七年岐阜県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

附則中第十二項の前の見出し及び同項を削り、第十三項に見出しとして「（暫定再任用職員への特地勤務手当等に関する経過措置）」を付し、同項を第十二項とし、第十四項の前の見出しを削り、同項を第十三項とし、同項の前に見出しとして「（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、第十五項を第十四項とし、第十六項を第十五項とし、第十七項を削り、第十八項の前の見出し及び同項を削り、第十九項に見出しとして「（暫定再任用職員へのへき地手当等に関する経過措置）」を付し、同項を第十六項とし、第二十項の前の見出しを削り、同項を第十七項とし、同項の前に見出しとして「（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）」を付し、第二十一項を第十八項とし、第二十二項を第十九項とし、第二十三項を削り、第二十四項の前の見出しを削り、同項を第二十項とし、同項の前に見出しとして「（令和七年改正条例附則第十三項及び第十四項の規定による寒冷地手当に関する経過措置）」を付し、第二十五項を第二十一項とし、第二十六項から第二十八項までを四項ずつ繰り上げる。

公 示

。県営土地改良事業計画の変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。

また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和八年二月二十四日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名

事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・農道整備）

地区名 白鳥北部地区

二 縦覧場所

岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課）

三 縦覧期間

令和八年二月二十四日から

令和八年三月十六日まで

令和八年二月二十四日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社